【規程番号　神女大短Ⅰ－015－(1)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生の懲戒に関する委員会規程

（設 置）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に、学生の懲戒に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目 的）

第２条　委員会は、懲戒による退学、停学及び訓告等の審議を行い、学長に意見を述べることを目的とする。

（審議事項及び手続き）

第３条　委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 懲戒による退学に関する事項

(2) 懲戒による停学に関する事項

(3) 懲戒による訓告に関する事項

(4) その他学長が必要と認めた学生の懲戒に関する事項

２　懲戒の手続きについては、別に定める。

３　懲戒の基準については、別に定める。

（審議結果報告）

第４条　委員会の委員長は、審議を終えた時、速やかに学長に意見を述べるものとする。

（組 織）

第５条　委員会は、次の各号に掲げる教職員をもって組織する。

(1) 該当学部長、研究科長又は短期大学部長

(2) 該当学科主任又は専攻主任

(3) 学生部長

２　委員長は、学長が指名する。

３　委員会には、前項の委員以外に学生事務部長、学生課長が委員に準じて出席することができる。

４　委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

（委員の任期）

第６条　前条第１項各号の委員の任期は、その在任期間とする。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学学生の懲戒に関する委員会規程及び神戸女子短期大学学生の懲戒に関する委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。